



持続化給付金についてのお知らせ

持続化給付金について(農業法人、個人事業主も対象になります。)

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金が支給されます

給付額 法人 200万円、個人事業者 100万円

※昨年一年間の売上げから減少分が上限となります。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同期比▲50%月の売上×12ヶ月)

給付対象の主な要件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者。
3. 法人の場合は

- ① 資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は
- ② 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

申請期間 令和3年1月15日まで

【申請方法】「持続化給付金ホームページ」(<https://jizokuka-kyufu.jp>)から電子申請

【問い合わせ先】持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

アグリマイティー資金のご紹介

JAでは新型コロナウイルス感染症の影響で被害を受けられている農業者の皆様へ低利融資を行っております。

対象者 組合員(正組合員・准組合員)、農業者

資金使途 運転資金等

貸付限度額 500万円以内(個人、法人共通)

貸付期間 5年以内(うち据置期間2年以内)

貸付金利 1.00%(利子補給後、3年間は借入者負担なしの予定)

※減収となった証明が必要。詳細につきましてはTAC・融資担当までご連絡ください。





持続化給付金のお知らせ

～最大200万円が給付されます～

「**持続化給付金**」は、**新型コロナウイルス感染症拡大**により、特に**大きな影響**を受ける事業者に対して、**事業の継続**を下支えするために**支給**するものです。

ポイント

① **会社だけでなく、農事組合法人等の会社以外の法人も対象です。**

(※農協・森林組合・漁協も対象になります。)

✓ 前事業年度の事業収入を基に支払われますので、**前事業年度が赤字申告でも対象**です。

② **新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、今年**のいずれかの月の事業収入が前年同月比**50%以上減少**した場合に**対象**になります。

✓ 2020年1～12月のいずれかの**ひと月の事業収入**が、2019年の**同月比で50%以下であれば**、以下の計算方法を用いて給付額を計算します。

給付額の計算方法（上限：200万円）

給付額 = 前事業年度の年間事業収入 - (申請対象とする月の収入 × 12か月)

✓ **月当たりの事業収入の変動が大きい法人**は、原則に代えて、特例の計算方法 (**季節性収入特例**) を**選択可能**です (詳しくは裏面)。

③ **パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。**

✓ 対面での**申請支援窓口**も**全国で設置予定**です。

✓ 影響の大きい地域では、**農協**や**漁協**も準備ができ次第、申請支援を行っていく予定です。

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。

「**持続化給付金**」を装った**詐欺**にご注意下さい



申請書類

法人番号、法人名、資本金等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 申請の対象とする月の属する事業年度の直前の事業年度の**確定申告書別表一**の控え
(収受日付印が押してあるもの)
- ② **法人事業概況説明書**の控え (2枚)
- ③ 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの (**売上台帳、帳面**など)
- ④ 法人名義の振込先口座の通帳の写し

申請期間・方法

✓ **令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**

※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで

✓ 申請は、持続化給付金ホームページをアクセス!

持続化給付金

検索



給付額の計算例

2019年 (計600万円)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	60	40	40	60	40	40	60	60	60	40	40	60
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	45 (▲25%)	28 (▲30%)	30 (▲25%)	30 (▲50%)	24 (▲40%)							

給付額の計算 (4月の収入30万円 (▲50%の月) を選択して計算)

600万円 - (30万円 × 12か月) = **240万円**

240万円 > 200万円 (上限額)

給付額 200万円

※ 対象とする月の収入は、2020年1月～12月のうち、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月から、**ひと月を申請者が任意で選択**できます。

季節性収入特例とは？

①及び②の両方を満たす者は、以下の計算方法の特例を選択することが可能です。

- ① **2020年の連続する3か月(任意)の事業収入の合計**が、**前年の同じ期間(基準期間)の収入の合計**と比べて、**50%以上減少**
- ② **基準期間の事業収入の合計**が**前事業年度の年間事業収入の50%以上**を占める

給付額 = 基準期間の事業収入の合計
- 2020年の連続する3か月の事業収入の合計

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

【IP電話専用回線】 **03-6831-0613**

受付時間 **8:30~19:00** (5~6月:毎日、7~12月:土曜以外の日)

<このパンフレットに関するお問い合わせ先> 農林水産省経営局経営政策課 (TEL 03-6744-0575)



持続化給付金のお知らせ

～最大100万円が給付されます～

「**持続化給付金**」は、**新型コロナウイルス感染症拡大**により、特に**大きな影響**を受ける事業者に対して、**事業の継続**を下支えするために**支給**するものです。

ポイント

① 税務申告をした農業者が対象になります。

昨年の事業収入額や所得に関する要件はありません。

※ただし、昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要です。

- ✓ 2019年の、**確定申告（所得税）** 又は **住民税の申告**の**いずれか**を行って
いれば、申請が可能です。
- ✓ 昨年の事業収入を基に支払われますので、**昨年赤字申告の方も対象**です。

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、

今年の**いずれかの月の事業収入**が、①で申告した年間事業収入を12で割った額（平均月収）の**50%以下**であれば対象になります。

- ✓ 2020年1～12月の**いずれかのひと月の事業収入**が、2019年の**平均月収**（※）の**50%以下**であれば、次の計算方法を用いて給付額を計算します。
※2019年の平均月収は、**申告書に記載されている年間事業収入を12で割った額**。

給付額の計算方法（上限：100万円）

給付額 = 2019年の年間事業収入 - （申請対象とする月の収入 × 12か月）

③ パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。

- ✓ 対面での**申請支援窓口**も**全国で設置予定**です。
- ✓ 影響の大きい地域では、**農協**も準備ができ次第、申請支援を行っていく予定
です。

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。



「**持続化給付金**」
を装った**詐欺**に
ご**注意**下さい

申請書類

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 2019年分の**確定申告書第一表**の控え（収受日付印が押してあるもの）（※）
（青色申告者にあつては、**所得税青色申告決算書（2枚）**の控えも必要。）
- ② 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（**売上台帳、帳面**など）
- ③ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）

※2019年の確定申告書類がない場合は、市町村民税・特別区民税・都道府県税などの申告書類でも申請可能です。

申請期間・方法

✓ **令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**

※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで



✓ 申請は、持続化給付金ホームページをアクセス！

持続化給付金

検索

給付額の計算例

昨年の年間事業収入480万円を12で割った額（平均月収）と比較します！

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	・・・	12月
	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円		40万円
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	・・・	12月
	40万円 (±0)	36万円 (▲10%)	20万円 (▲50%)	10万円 (▲75%)	28万円 (▲30%)			

給付額の計算（4月の収入10万円（▲75%の月）を選択して計算）

480万円 - (10万円 × 12か月) = **360万円**

360万円 > 100万円（上限額）

給付額 100万円

※ 対象とする月の収入は、2020年1月～12月のうち、前年の平均月収比で事業収入が50%以上減少した月から、**ひと月を申請者が任意で選択**できます。

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

【IP電話専用回線】 **03-6831-0613**

受付時間 **8:30 ~ 19:00**

※ 5月・6月は毎日、7月～12月は日曜から金曜まで（土曜を除く）

